

「防災道の駅」について

都道府県の地域防災計画等で、**広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅**について、**「防災道の駅」として選定**し、防災拠点としての役割を果たすための**重点的な支援を実施**

主な役割

重点的な支援（最大5年）



広域的な防災拠点機能 を持つ道の駅

「防災道の駅」のターゲット

ハード面

・防災機能の整備・強化を
交付金で重点支援

ソフト面

・BCPの策定や防災訓練
について国のノウハウを
活用した支援

地域の防災拠点機能 を持つ道の駅

その他の道の駅

全体1,230駅
(令和7.1.31時点)

大規模災害時等の 広域的な防災拠点



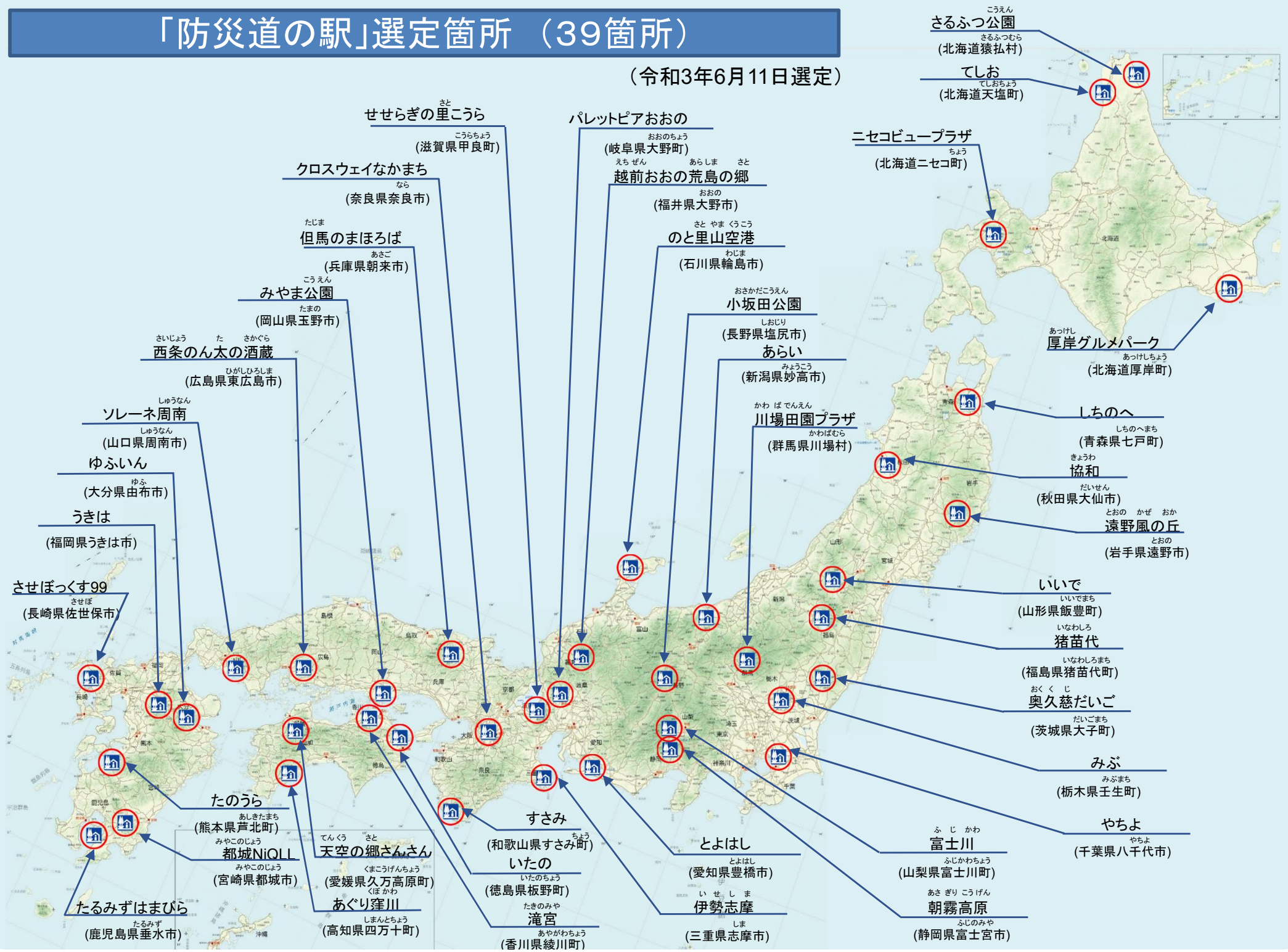
- ・自衛隊、警察、
テックフォース
等の救援活動の
拠点
- ・緊急物資等の
基地機能
- ・復旧、復興活動
の拠点 等

地域の一時避難所



「防災道の駅」選定箇所（39箇所）

（令和3年6月11日選定）



「防災道の駅」の選定要件について

1. 都道府県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）及び新広域道路交通計画（国交省と都道府県で策定）に広域的な防災拠点として位置づけられていること

※ ハザードエリアに存する場合は、適切な対応が講じられていること

2. 災害時に求められる機能に応じて、以下に示す施設、体制が整っていること

- ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
- ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m²以上の駐車場を備えていること
- ③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まったBCP（業務継続計画）が策定されていること

3. 2. が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること

「防災道の駅」における重点支援のイメージ

ハード面での支援

○交付金による重点支援等
(基本的な防災機能の整備)

- ・耐震化
- ・無停電化
- ・通信設備
- ・貯水施設
- ・防災倉庫
- ・防災トイレ 等

(状況に応じた機能強化)

- ・災害の長期化への備え
(備蓄強化、水回り強化 等)
- ・カーボンニュートラル対応
(電源高度化 等)

ソフト面での支援

○ガイドライン・マニュアルを活用した
国によるBCP策定支援

○過去の災害の教訓を踏まえた実践的な
防災訓練の支援

○防災拠点自動車駐車場の指定制度に
よる災害拠点機能の強化 等

※支援期間最大5年（社会資本整備総合交付金に係る整備計画の概ねの交付期間と整合）